（地方住宅供給公社法施行規則の一部改正）

第三条　地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)・(2)　（略） (3)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う事業 (4)・(5)　（略） (6)　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業又は同法第四十条第一項に規定する居住安定援助賃貸住宅事業 (7)　（略） 二　（略）	（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)・(2)　（略） (3)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業 (4)・(5)　（略） （新設） (6)　（略） 二　（略）

（地方整備局組織規則の一部改正）

第四条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十九　（略） 四十　家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の規定による認定及び監督に関すること。 四十一～四十四　（略） （都市・住宅整備課の所掌事務） **第八十四条**　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十八　（略）	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十九　（略） 四十　家賃債務保証業者の登録に関すること。 四十一～四十四　（略） （都市・住宅整備課の所掌事務） **第八十四条**　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十八　（略）